# 伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区掲出基準

三重県屋外広告物条例(昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2 第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を次のとおり定めています。

#### 1 屋外広告物沿道景観地区の名称

伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域

国道167号のうち、志摩市阿児町鵜方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道260号のうち志摩市阿児町鵜方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間の道路端から両側100m(家屋連担地域にあっては30m)以内の区域(総延長20.7km)とする。

#### 3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

#### (1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則(昭和41年三重県規則第59号)別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

#### ア 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/6以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3m²以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき12m<sup>2</sup>以下。高さは、地上から設置する個所までの高さの1/4以下かつ5m以下
- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき8m²以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき4m²以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2m²以下
- イ 許可地域の自家用広告物
  - (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/4以下
  - (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3m²以下
  - (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき22m<sup>2</sup>以下。高さは、地上から設置する個所までの高さの1/3以下かつ10m以下
  - (エ) 広告板 表示面積は、一面につき20m<sup>2</sup>以下
  - (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき10m²以下
  - (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2m²以下

#### ウ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/4以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき3m²以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき20m²以下。高さは、地上から設置する個所までの高さの1/3以下かつ7m以下
- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき20m²以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき10m²以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2m²以下
- (キ) 広告旗 禁止 エ 禁止地域の管理広告
- 表示面積は、一面につき3m²以下。

### 2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

### アー広告物の共通基準

- (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
- (イ) ベースカラーは、周辺の景観に配慮し、暖色系 (YR~2.5Y) の色相、海と岩のイメージの青色又は真珠のイメージの真珠色 (メタリック調) を用い、低彩度 (3未満) かつ中高明度の色彩とすること。
- (ウ) 色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。また、鮮やかな色(彩度7以上)は原則使用しない。やむを得ず使用する場合は、 文字を細くし、又は、アクセントとしての使用(表示面10%以内)にとどめること。
- (エ) 広告面には、電飾は使用しないこと。
- (オ) 広告面に写真を使用する場合は、志摩市の特産物又は自然若しくは歴史文化を表現するものとし、表示面積は、広告面の1/2以内とする。 ただし、自然景観を背景として用いる場合は、この限りでない。
- (カ) 広告物は、地域を特徴づける地場産材をできる限り活用すること。

#### イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/10以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7m²以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき10m²以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの1/4以下かつ5m以下
- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき5m²以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5m²以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7m²以下

### カ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/5以下
- (イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7m²以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき20m²以下。高さは、地上から設置する箇所までの高さの1/3以下かつ10m以下
- (エ) 広告板 表示面積は、一面につき10m²以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき5m²以下
- カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7m<sup>2</sup>以下

#### エ 許可地域の一般広告物

- ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の1/7以下
- イ) 突出広告 表示面積は、一面につき1.7m²以下
- (ウ) 屋上広告 表示面積は、一面につき15m<sup>2</sup>以下。 高さは、地上から設置する箇所までの高さの1/4以下かつ7m以下
- エ) 広告板 表示面積は、一面につき5m²以下
- (オ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5m²以下
- (カ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.7m²以下
- (キ) 広告旗 禁止
- オ 禁止地域の管理広告
- 表示面積は、一面につき1.7m²以下とし、かつ、必要な文言に限る。
- カ 国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物景観形成指導基準または景観風致維持基準に準ずること。

### 問い合わせ先

三重県県土整備部景観まちづくり課 電話059-224-2748 FAX059-224-3270

三重県志摩建設事務所 管理課 電話0599-43-9627 FAX0599-43-1353

# 伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区

# 基本方針及び掲出基準



広告板や広告塔などの屋外広告物は、景観の重要な要素であり、 より良い景観を守り育てるため、皆様方のご理解をいただきながら、 地域特性を生かした沿道景観を形成していこうとするものです。

三重県

# はじめに《志摩にふさわしい沿道景観の創出をめざして》

広告板や広告塔などの屋外広告物は、人々に情報を提供し、まちの活性化に不可欠なものですが、無秩序に設置されると、自然やまちの景観を損なうことにもなりかねません。また、維持管理が適切に行われていないと、倒壊や落下により歩行者等に危害を加えたり、交通障害を引き起こすおそれがあります。

このため三重県では、三重県屋外広告物条例を定めて、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の3つの観点より、屋外広告物の形状、設置場所、維持管理等について必要な規制を行っています。

本地域は、伊勢志摩国立公園に指定され、英虞湾や的矢湾、熊野灘など風光明媚な景観に恵まれた地域です。これらの良好な景観を将来にわたって維持、保全するため、新たに屋外広告物沿道景観地区に指定し、地域の特性に合った規制を行うことにより良好な景観の保全・創出を図ることとします。

地域の皆様方のご理解を頂きながら、地域特性を生かした良好な沿道景観の形成を図っていきますので、地域内の 屋外広告物の適切な設置、維持管理にご協力をお願いします。

### 伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区





# 志摩地域の特性

### 地勢の概況

本地域は、志摩半島の南東端に位置し、英虞湾や的矢湾といったリアス式海岸が特徴的で、湾内をはじめ、大小の島々も点在する自然豊かな地域です。しかし、平野部は少なく山地が海へと繋がり、外洋に面した大王崎や安乗崎などでは海食崖が形成されています。

### 自然的景観特性

本地域は、伊勢志摩国立公園に指定されており、紀伊山地の起伏のある山並みや熊野灘の変化に富んだ海の景観がみられます。

英虞湾・的矢湾を中心とした地域では、複雑に入り組んだ海岸線や、海岸間近に迫った緑濃い山々、波間に浮かんだ離島や養殖筏などが相まって、風光明媚で独特な景観をつくっています。一方、熊野灘沿岸では、湾内と異なる荒々しい海岸段丘の景観、あるいは白い砂浜と緑の松林が続く景観をなし、三重県を代表する自然景観となっています。

また、パールロード、横山展望台や登茂山園地などからは熊野灘や英虞湾のリアス式海岸の美しい海の景観が眺められます。

### 歷史•文化的景観特性

本地域は、伊勢神宮の内宮の別宮である伊雑宮や磯部道など、伊勢神宮に係わる歴史・文化的な景観が残されています。また、国分寺、天の岩戸の伝説地など地域を特徴づける文化財などの歴史・文化的な景観も数多く残されています。 昭和のはじめに人工的に掘られた深谷水道は、波切漁港の石積み護岸とともに「志摩漁業の土木遺跡」に指定され、地域を特徴づける景観となっています。

特徴的な街なみとしては、国府地区では敷地を槙の生垣で囲んだ集落、五知地区では塀垣として大きな自然石を積んだ集落などが周辺の緑と調和した景観を形成しています。

また、波切地区などの漁村集落の一部では、急傾斜地に石垣を積んだ民家が建ち並ぶ独特の景観が残されています。

### 社会•経済的景観特性

本地域は、英虞湾・的矢湾を中心とした優れた自然環境や、漁業などの生活文化が反映された「なりわい環境」、多くの人が集い利用する市街地などが長い年月のなかで積み重なり、風光明媚減で地域色豊かな景観が形成されています。 英虞湾や的矢湾の周辺地域では、大規模なテーマパークやリゾート施設をはじめ、多くの観光施設や宿泊施設が整備され、観光・リゾート地としての景観がみられます。

そのなかで国道260号は、志摩市の主要幹線道路として、観光や生活に利用されており、豊かな自然の沿道景観がみられます。



横山展望台からの英虞湾の眺望



御座白浜海水浴場



5摩大橋

# 基本方針

### 基本構想

本県は、豊饒な伊勢の海や黒潮踊る熊野灘など情景豊かな自然景観に恵まれ、また、古くから東西の文化が出会い、 融合する交通の要衝として、多くの歴史と文化に彩られた景観がみられます。

そのなかで志摩地域は、英虞湾や的矢湾などのリアス式海岸と島々や養殖筏がおりなす美しい自然景観が見られ、 地域全体が伊勢志摩国立公園に指定されています。

このような美しい景観は、県民共通の資産であり、観光などで本地域を訪れる人々にとっても重要な要素となってお り、次世代へ引き継いでいくことが必要です。

平成22年2月に実施した県民の景観意識アンケート調査では、「将来残したい景観 |について、歴史・文化的景観 に続いて「海岸の景観」が第3位に挙げられています。

一方、「景観の美しさを損ねているもの |として、「屋外広告物 |が第4位に挙げられており、「良くない印象 |を持つ県 民が多数います。その理由として、「派手な色彩 | 「数の多さ | 「場所 | が挙げられています。

また、美しい景観づくりを進めるため必要な行政の取組としては、「建築物や広告、看板等に対し、基準やルールを 定め、誘導する」が第1位となっています。

これらのことから、「良好な景観の保全と創出 |に向け、屋外広告物についても「規制と誘導 |のルールづくりが求め られていると考えられます。

国道260号は、志摩地域における幹線道路で、志摩地域の中心市街地から志摩半島先端の御座白浜を結び、沿 道にはリアス式海岸などの豊かな自然景観が見られるとともに、地域住民の生活空間としての沿道景観が形成されて います。

志摩地域の特性を生かした良好な景観を保全・創出し、将来に残していくために、国道260号沿いの屋外広告物 の掲出について、形状・色彩等の基準を定め、より良い広告景観を誘導していく必要があります。

### 基本的事項

- ●屋外広告物は、周辺の景観に配慮し、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
- ●屋外広告物の面積及び高さは、必要な範囲において最小であること。
- ■屋外広告物の色彩及びデザインは、地域の特性を尊重したものとすること。



大王埼灯台





大王埼灯台南側からの眺望



国道260号志摩大橋からの英虞湾の眺望



深谷水道



# 基準について

### 景観風致維持基準(維持基準)

屋外広告物沿道景観地区において、良好な景観及び風致を維持するため、広告物又は掲出物件の形状・面積・ 色彩・意匠その他表示の方法について規制する基準です。

三重県屋外広告物条例施行規則別表の許可基準に替えて適用する基準であるので、この基準を満たしていない と設置することができません。

なお、既に適法に表示されている屋外広告物については、残存耐用年数の満了まで当初の基準で掲出することが できます。

※耐用年数の例/金属製の広告板・広告塔…20年、木製の広告板・広告塔…10年

### 景観形成指導基準(指導基準)

屋外広告物沿道景観地区において、良好な景観の形成を積極的に推進するため、広告物又は掲出物件の形状・ 面積・色彩・意匠その他表示方法について指導する基準です。

より美しい沿道景観を形成するために、尊重していただくべき基準であるので、景観風致維持基準よりも厳しく設定 されています。

### 用語解説

自家用広告物	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の店舗等の建物などに設置してあるもの、また店舗等の敷地内に設置してある広告物または掲出物件。ただし、自己所有地であっても、その敷地内に店舗などがない場合や、敷地内の店舗の営業内容に関係ない内容の場合は自家用広告物ではなく、一般広告物として扱います。
一般広告物	道路や鉄道の沿線等、自己の店舗や工場、倉庫以外の場所に設置する広告物または掲出物件。
管理広告	己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物または掲出物件。ただし、表示内容に商品名、商標、営業内容等が表示されていれば一般広告物として扱い管理広告物として認められません。
道標·案内板	施設、事業所等への案内誘導を目的とするもの。表示内容は、施設名、距離を表す表現及び 行き先を示す表現に限り、営業内容や商品等に係る表示がないもの。
禁止地域	良好な景観の形成や風致の維持の観点から、一般広告物の表示等を禁止している地域。
許可地域	禁止地域を除く地域。



白家田広告物の例



一般広告物の例



管理広告の例



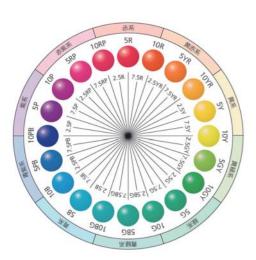


# 広告面の色彩

目に見えるすべての色は、色合い(色相)・明るさ(明度)・鮮やかさ(彩度)の3つの要素で成り立っており、これを色の 三属性と言います。

色の三属性を記号と数値に置き換えて表示する方法としてマンセル表色系があります。 JIS(日本工業規格)などにも採用され、国際的な色の尺度ととして採用されています。

色相	赤・黄・緑・青などの色合いのことで、マンセル表色系では、10種類に区分し、さらに各色10等分して、合計100色相あります。 【基本10色相】 赤(R),黄赤(YR),黄(Y),黄緑(GY),緑(G),青緑(BG),青(B),青紫(PB),紫(P), 赤紫(RP)
明度	明るさの度合いのことで、マンセル表色系では、黒を0、白を10と設定し、その間の明るさが知覚的に等間隔となるように10段階に分割して数値で表示されています。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。
彩度	色の鮮やかさの度合いのことで、最も鮮やかな純色へ白又は黒を混ぜる量によって鮮やかさが変化します。 マンセル表色系では、白・黒・灰色の無彩色を0とし、色みが増し鮮やかになるに従い、数値が増えます。 最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なります。



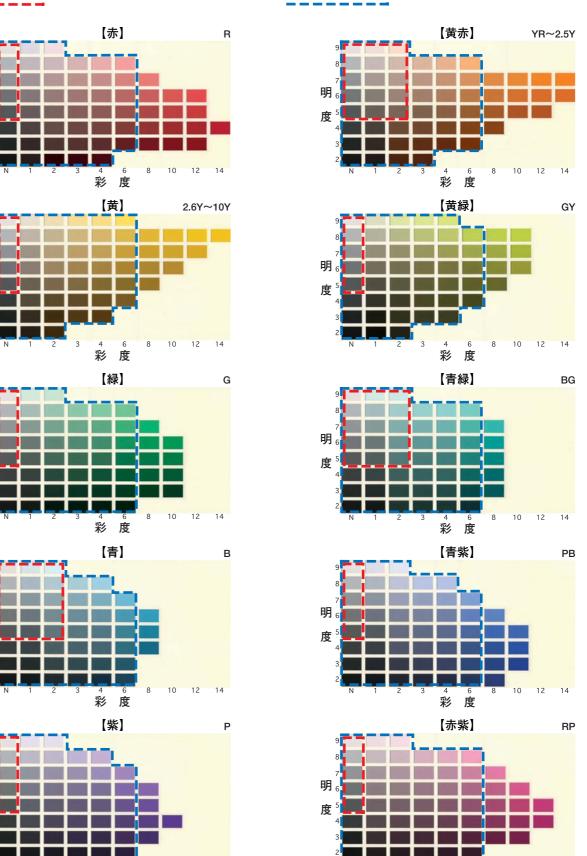
色相関図



マンセル表色系の明度・彩度図 (カラーチャート図)

### ●色彩カラーチャート図を以下に示します。 以下のカラーチャート図、トーン図は、「三重県景観色彩ガイドライン」から抜粋したものです。





# 掲出基準

### 1.共通基準

許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
●道路を占用する広告物は、道路法及び道路交通法の規定による許可を受けていること。 また、道路交通に影響を与えるものでないこと。		<ul><li>野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。</li></ul>
<ul><li>●容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要 な構造計算に関する基準については、建築基準法及び 関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震等の衝撃 によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがな いこと。</li></ul>		●ベースカラーは、周辺の景観ご配慮し、暖色系(YR~2.5Y)の色相、海と岩のイメージの青色又は真珠のイメージの真珠色(メタリック調)を用い、低彩度(3未満)かつ中高明度の色彩とすること。
<ul><li>■屋外広告物(自家用広告物除く)については、管理者名、 住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に 表示すること。</li></ul>		●色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。また、鮮やかな色(彩度7以上)は原則として使用しないこと。 やむを得ず使用する場合は、文字を細くし、又は、アクセントとしての使用(表示面10%以内)にとどめること。
		●広告面には、電飾を使用しないこと。
		<ul><li>●広告面に写真を使用する場合は、志摩市の特産物・自然・ 歴史・文化を表現するものとし、面積は広告面の1/2 以内とする。ただし、自然景観を背景として用いる場合 はこの限りでない。</li></ul>
		<ul><li>広告物は地域を特徴づける地場産材を出来る限り活用すること。</li></ul>

### 2.禁止地域の自家用広告物(営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物)

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
壁面広告	同一壁面面積の1/4以下	同一壁面面積の1/6以下	同一壁面面積の1/10以下
	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの
	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は10m <sup>2</sup> 以下	1面の表示面積は3m <sup>2</sup> 以下	1面の表示面積は1.7m <sup>2</sup> 以下
	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと
屋上広告	地上から設置箇所までの高さの 1/3以下かつ7m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は12m°以下 地上から設置箇所までの高さの 1/4以下かつ5m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと	1面の表示面積は10m <sup>°</sup> 以下 地上から設置箇所までの高さの 1/4以下かつ5m以下 地上から広告物の頂点まで51m以下 木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき15m <sup>e</sup> 以下	1面につき8m <sup>e</sup> 以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下
	高さは5m以下	高さは5m以下	高さは5m以下
広告塔	表示面積は合計40m <sup>2</sup> 以下	1面につき4m <sup>e</sup> 以下	1面につき2.5m <sup>8</sup> 以下
	高さは5m以下	高さは5m以下	高さは5m以下
サイン・ポール	1面につき5m <sup>2</sup> 以下	1面につき2m <sup>2</sup> 以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下
	高さは5m以下	高さは5m以下	高さは5m以下
広告旗	大きさは2m²以下	大きさは2m²以下	大きさは2m²以下

### 3.許可地域の自家用広告物(営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物)

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
	同一壁面面積の1/2以下	同一壁面面積の1/4以下	同一壁面面積の1/5以下
壁面広告	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの
	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は20m²以下	1面の表示面積は3m²以下	1面の表示面積は1.7m²以下
大山仏占	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと
		1面の表示面積は22m²以下	1面の表示面積は20m <sup>2</sup> 以下
屋上広告	地上から設置箇所までの高さの 2/3以下もしくは20m以下	地上から設置箇所までの高さの 1/3以下かつ10m以下	地上から設置箇所までの高さの 1/3以下かつ10m以下
	地上から広告物の頂点まで51m以下	地上から広告物の頂点まで51m以下	地上から広告物の頂点まで51m以下
	木造建築物に掲げるものでないこと	木造建築物に掲げるものでないこと	木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき35m <sup>2</sup> 以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下
四日収	高さは10m以下	高さは10m以下	高さは10m以下
広告塔	表示面積は合計70m²以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下	1面につき5m²以下
四日石	高さは15m以下	高さは15m以下	高さは15m以下
サインスポール	1面につき5m²以下	1面につき2m²以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下
サイン・ポール	高さは7m以下	高さは7m以下	高さは7m以下
広告旗	大きさは2m²以下	大きさは2m²以下	大きさは2m²以下

### 4.許可地域の一般広告物(自己の店舗や工場等の敷地以外の場所に設置する広告物)

	許可基準	景観風致維持基準	景観形成指導基準
	同一壁面面積の1/2以下	同一壁面面積の1/4以下	同一壁面面積の1/7以下
壁面広告	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの	壁面の上端及び両側端から突き出ないもの
	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの	窓その他の開口部を覆わないもの
突出広告	1面の表示面積は20m <sup>2</sup> 以下	1面の表示面積は3m <sup>2</sup> 以下	1面の表示面積は1.7m <sup>2</sup> 以下
人山丛口	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと	上端は、取付壁面の高さを超えないこと
		1面の表示面積は20m²以下	1面の表示面積は15m <sup>2</sup> 以下
	地上から設置箇所までの高さの	地上から設置箇所までの高さの	地上から設置箇所までの高さの
屋上広告	2/3以下かつ20m以下	1/3以下かつ7m以下	1/4以下かつ7m以下 
	地上から広告物の頂点まで51m以下	地上から広告物の頂点まで51m以下	地上から広告物の頂点まで51m以下
	木造建築物に掲げるものでないこと	木造建築物に掲げるものでないこと	木造建築物に掲げるものでないこと
広告板	1面につき35m <sup>2</sup> 以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下	1面につき5m²以下
ДОТХ	高さは10m以下	高さは10m以下	高さは10m以下
広告塔	表示面積は合計70m²以下	1面につき10m²以下	1面につき2.5m <sup>2</sup> 以下
四口石	高さは15m以下	高さは15m以下	高さは15m以下
サイン・ポール	1面につき5m²以下	1面につき2m²以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下
ション・ホール	高さは7m以下	高さは7m以下	高さは7m以下
広告旗	大きさは2m²以下	掲出禁止	掲出禁止

### 5.禁止地域の管理広告(自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により設置する広告物)

許可基準		景観風致維持基準	景観形成指導基準	
答理广生	1面につき7m <sup>2</sup> 以下	1面につき3m²以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下	
管理広告	内容は必要な文言に限る	内容は必要な文言に限る	内容は必要な文言に限る	

# 掲出基準例

「伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区」の掲出基準と、既設の「伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区」の掲出基準について主に表示面積や高さに関して通常の許可基準と異なる部分比較しています。

### 1.禁止地域の自家用広告物(営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物)

		伊勢志摩屋外広告	物沿道景観C地区	伊勢志摩屋外広台	告物沿道景観地区
	許可基準	維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/6以下	壁面面積の1/10以下	壁面面積の1/5以下	壁面面積の1/10以下
突出広告	1面につき10m <sup>2</sup> 以下	1面につき3m²以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下
屋上広告	高さ7m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積12m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下かつ 建物の高さの1/4以下	1面の面積10m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下かつ 建物の高さの1/4以下	1面の面積20m <sup>8</sup> 以下 高さ5m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積10m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下かつ 建物の高さの1/4以下
	志尊の背上広告を導のが出点者	お母の 報目収容 お母の母親に合	本等ので 前上式作	と等の 対上立力 と等ので何点力	上学ので成立で クマのではなった クマのではなった
広告板	1面につき15m°以下高さ5m以下高さ5m以下	1面につき8m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき5m°以下 高さ5m以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下高さ5m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下
広告塔	総面積は40m²以下 高さ5m以下 高さ5m以下	1面につき4m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき2.5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき2.5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下
サイン・ポール	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき2m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき1.7m <sup>8</sup> 以下 高さ5m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ5m以下	
広告旗	大きさは2m²以下	大きさは Resolutes	2m²以下	大きさは2m <sup>2</sup> 以下	

### 2.許可地域の自家用広告物(営業の為、自己の店舗や工場等の敷地内に設置する広告物)

	=6-7-6-76	伊勢志摩屋外広告	物沿道景観C地区	伊勢志摩屋外広台	<b>告物沿道景観地区</b>
	許可基準	維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/5以下	壁面面積の1/3以下	壁面面積の1/5以下
突出広告	1面につき20m <sup>2</sup> 以下	1面につき3m <sup>2</sup> 以下	1面につき1.7m²以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下	1面につき20m²以下
屋上広告	高さ20m以下もしくは 建物の高さの2/3以下	1面の面積22m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積20m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積25m <sup>8</sup> 以下 高さ10m以下かつ 建物の高さの1/2以下	1面の面積20m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下かつ 建物の高さの1/3以下
	を確の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	上海の 東上広り 上海の項前広立	上市の東京の ・	を育め 関上広告 を記され を有り の質量広告	上海の 地上点力 を を を の の の の の の の の の の の の の の の の
広告板	1面につき35㎡以下 高さ10m以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき25m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下
広告塔	総面積は70m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下 <b>志摩の広告塔</b>	1面につき10m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき12.5m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下
サイン・ポール	1面につき5m²以下 高さ7m以下	1面につき2m²以下 高さ7m以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下		き5m <sup>2</sup> 以下 7m以下
広告旗	大きさは2m <sup>2</sup> 以下	大きさは esponsess	2m <sup>2</sup> 以下	大きさは Resolates	2m <sup>2</sup> 以下

### 3.許可地域の一般広告物(自己の店舗や工場等の敷地以外に設置する広告物)

	=6-7-4276	伊勢志摩屋外広告	物沿道景観C地区	伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	
	許可基準	維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/7以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/7以下
突出広告	1面につき20m <sup>2</sup> 以下	1面につき3m <sup>2</sup> 以下	1面につき1.7m²以下	1面につき20m²以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下
屋上広告	高さ20m以下もしくは 建物の高さの2/3以下	1面の面積20m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積15m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下かつ 建物の高さの1/4以下	1面の面積20m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下かつ 建物の高さの1/3以下	1面の面積15m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下かつ 建物の高さの1/3以下
	志尊の屋上広告 志尊の受団広告	がおなか がおなか 上帯の質曲よか	上学の 対と立力 で変化力	上京の可能に介 を表示する。 とは介 となって を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示する。 を表示す。 を表示す。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を 。 を 。	上学の 樹上な力 を確立力
広告板	コ面につき35m <sup>®</sup> 以 高さ10m以下 を の は の は の は の は の は の に の は に の は に の に の に の に の に は に の に は に の に に の に に の に に の に に の に に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の の に の に の に の に に の に の に の に の に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。	1面につき20m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき20m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下 高さ10m以下
広告塔	総面積は70m°以下 高さ15m以下 志摩の広告塔	1面につき10m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき2.5m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき10m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下	1面につき2.5m <sup>2</sup> 以下 高さ15m以下
サイン・ポール	1面につき5m°以下 高さ7m以下 高さ7m以下	1面につき2m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下 高さ7m以下		き5m <sup>2</sup> 以下 7m以下
広告旗	大きさは2m <sup>2</sup> 以下	掲出禁止		掲出	禁止

### 4.禁止地域の管理広告(自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により設置する広告物)

	=h=T=1##	伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区		伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	
	許可基準	維持基準	指導基準	維持基準	指導基準
	1面につき7m <sup>2</sup> 以下	1面につき3m <sup>2</sup> 以下	1面につき1.7m <sup>2</sup> 以下	1面につき5m <sup>2</sup> 以下	1面につき2m <sup>e</sup> 以下
管理広告	志厚の管理広告	1000		ERO PRISE	

## 伊勢志摩地区の屋外広告物沿道景観地区の指定区間



#### 指定区間

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区:一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間

伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区:伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで

伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区: 国道167号のうち、志摩市阿児町鵜方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鵜方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区

# モデル地区イメージ

指導基準に基づいて作成したモデル屋外広告物を「伊勢志 摩屋外広告物沿道景観C地域」の指導基準に基づいて設置した場合の地区イメージです。 地域の皆様の協力により、高さや面積、色彩等に配慮した 屋外広告物を設置することで、将来にわたって志摩地域の良好な景観を維持、創出します。





### ■ モデル屋外広告物(配慮されている事項)



管理広告 彩度を落とし、周囲には低花木を 植栽しています。



広告板 海のイメージの紺碧を彩度明度 を押さえた青色でイメージ表現し、 爽やかさを演出しています。色数 も抑えてシンプルな仕上がりにな

っています。



突出広告 表示面積を小さくし、視界を遮る ことなく建物と一体的にデザイン しています。



広告塔 一階の庇の高さに合わせ建物と の調和を図っています。真珠のイ メージ (メタリック) を用いて、地域 性に配慮しています。



壁面広告 1階部分に設置し表示面積を小 さくすることで、町並みに溶け込ま せるよう配慮しています。



自然の素材を生かした意匠、加 工を施しています。